

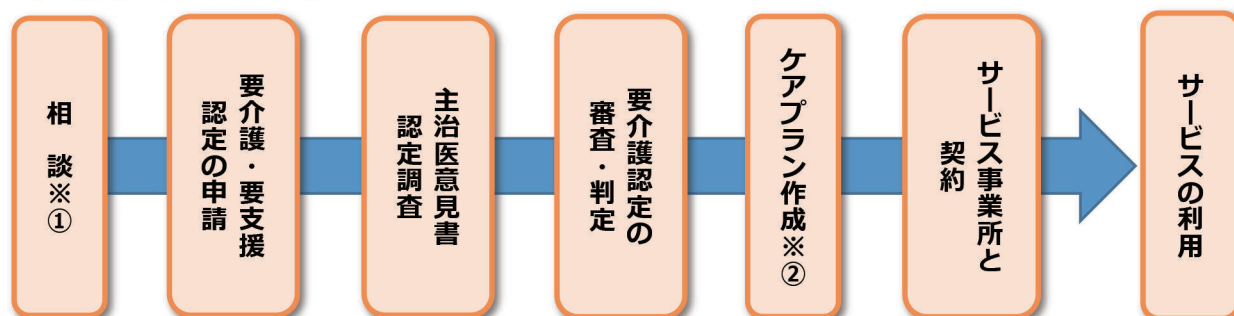
難病患者さんが利用できるサービス等

1. 介護保険のサービス等

難病患者さんも、介護保険の対象になる場合は、介護保険のサービス等（介護サービス・介護予防サービス、サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）、一般介護予防事業）がご利用になれます。

介護サービス、介護予防サービスを利用したい方は、区役所福祉課・支所区民福祉課に要介護・要支援認定の申請を行ってください。

《相談からの流れ》



認定結果は申請日にさかのぼって有効となります。

※①	相談	※②	要介護度等	ケアプラン作成の窓口
	いきいき支援センター		要介護1～5	居宅介護支援事業所
	区役所福祉課 支所区民福祉課		要支援1・2	いきいき支援センター 介護予防支援事業所
			事業対象者	いきいき支援センター

○介護保険サービス（介護サービス・介護予防サービス）を利用できる方

①第1号被保険者（65歳以上の方）

要介護・要支援認定において、要介護1～5、要支援1・2と認定された方

②第2号被保険者（40～64歳の医療保険に加入されている方）

要介護・要支援認定において、要介護1～5、要支援1・2と認定された方

※脳血管疾患など加齢に伴う下記の16種類の病気によるものに限る。

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 1.がん（※） | 10.早老症（ウェルナー症候群、コケイン症候群） |
| 2.関節リウマチ（悪性関節リウマチ） | 11.多系統萎縮症 |
| 3.筋萎縮性側索硬化症 | 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 |
| 4.後縦靱帯骨化症 | 13.脳血管疾患 |
| 5.骨折を伴う骨粗鬆症 | 14.閉塞性動脈硬化症 |
| 6.初老期における認知症 | 15.慢性閉塞性肺疾患 |
| 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | 16.両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| 8.脊髄小脳変性症 | |
| 9.脊柱管狭窄症（広範脊柱管狭窄症） | |

▽太字は指定難病

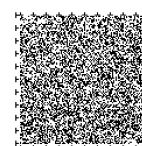
（※）医師が一般に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

○サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）を利用できる方

要介護・要支援認定において、要支援1・2と認定された方または第1号被保険者のうち基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

○一般介護予防事業を利用できる方

第1号被保険者の全ての方



主なサービスの種類と内容

 **NAGOYA かいごネット**（名古屋市公式ホームページ）
<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>
 介護保険制度などの情報が掲載されています。

○介護サービス・介護予防サービス

家庭を訪問するサービス

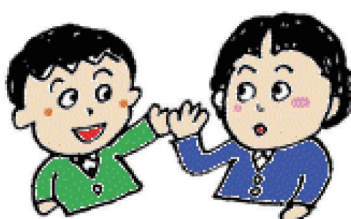
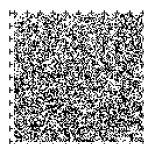
サービスの種類	内 容
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等身のまわりのお世話をを行います。
訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な方に、移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。
訪問看護／介護予防訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、かかりつけ医と連絡をとりながら、療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導／ 介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

日帰りで通うサービス

サービスの種類	内 容
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等の施設へ通い、入浴や食事の提供、日常生活上のお世話等を受けます。
通所リハビリテーション（デイケア） ／介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設等の施設に通い、理学療法士等によるリハビリテーションを受けます。また、入浴や食事の提供、レクリエーション等も受けます。

短期入所サービス

サービスの種類	内 容
短期入所生活介護・短期入所療養介護 （ショートステイ）／介護予防短期入所生活 介護・介護予防短期入所療養介護	特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の施設へ短期間入所している方に、入浴、排せつ、食事等の介助や日常生活上のお世話、機能訓練等のサービスを行います。



その他のサービス

サービスの種類	内 容
住宅改修費の支給	廊下や階段に手すりを取り付ける等、工事を伴う簡易な改修に対し、上限額（20 万円）以内で費用を支給します。
福祉用具の購入費の支給	入浴や排せつ等に用いる用具の購入費を限度額内で支給します。
福祉用具の貸与	車いすや特殊寝台等日常生活の自立を助ける用具を貸与します。
小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。
特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している方に、食事や入浴、排せつの介助等のサービスを行います。
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）/介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援・機能訓練を受けます。
生活援助型配食サービス	1 日 1 食を限度として、自宅に弁当の配達を行います。また、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関等へ連絡します。

介護保険施設入所サービス

サービスの種類	内 容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事等の介助や日常生活上のお世話、機能訓練等のサービスを行います。
介護老人保健施設	
介護医療院	

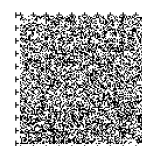
〈費用〉

サービスを利用した場合、原則として費用の 1 割～3 割が利用者の負担となります。

介護サービスの在宅系サービス、介護予防サービス及びサービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）は要介護度ごとに利用できる限度額が決められており、限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

※ 特定医療費の受給者が介護サービス・介護予防サービスを受けた場合、以下のサービスの利用者負担を特定医療費助成制度による自己負担上限月額に含めることができます。

- 訪問看護/介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導
- 介護医療院



○サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）

訪問サービス

サービスの種類	内 容
予防専門型訪問サービス	ホームヘルパーが自宅を訪問して、生活機能の維持・向上を図るために、身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を行うサービスです。
生活支援型訪問サービス	ホームヘルパーや名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方が自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を行うサービスです。
地域支えあい型訪問サービス	地域の元気な高齢者を中心としたボランティアによるゴミ出しや電球の交換等の日常の困りごとに対する生活支援を受けていただくサービスです。
短期集中予防型訪問サービス	専門職が自宅を訪問し、転倒骨折予防を目的とした運動指導や生活への提案などを行うサービスです。

通所サービス

サービスの種類	内 容
予防専門型通所サービス	デイサービスセンター等の施設において、食事・入浴などの介護や機能訓練等を受けていただくサービスです。
ミニデイ型通所サービス	デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指し、「いきいき元気プログラム」を活用した運動・栄養・口腔等の分野からなる複合的なプログラムを受けていただくサービスです。
運動型通所サービス	デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等において、転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等を行います。

生活支援サービス

サービスの種類	内 容
自立支援型配食サービス	1日1食を限度として、自宅に弁当の配達を行います。また、配達時に安否確認を行い、必要な場合は関係機関へ連絡します。

○一般介護予防事業

各区の保健センターや福祉会館、コミュニティセンターなどで、認知症予防や介護予防に役立つ知識や活動を学ぶ教室です。からだの状況にかかわらず、65歳以上の方がご利用できるサービスです。

※費用は無料（材料費等の実費負担は別途必要）。詳しくは下記の問い合わせ先にご相談ください。

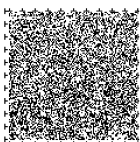
窓 口	介護保険サービス等に関するお問い合わせ お住まいの区のいきいき支援センター（p29）、 区役所福祉課・支所区民福祉課（p27） 一般介護予防事業に関するお問い合わせ お住まいの区の保健センター（p28）
-----	---

○介護保険以外の65歳以上の福祉サービス

日常生活用具の給付・生活援助軽サービス・福祉電話の貸与・緊急通報事業・在宅高齢者訪問理美容サービス

※サービスの内容によって対象となる方の条件や、利用負担がある場合があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。



窓 口	お住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課（p27）
-----	----------------------------

○訪問看護について

- ・介護保険のサービスには、訪問看護やリハビリテーションなど、医療保険でも行われるものがあります。
- ・医療保険、介護保険の双方で実施されるサービスは、**原則、介護保険による給付が優先**されます。
- ・ただし、**下記の厚生労働大臣が定める疾病等に該当する方は、要介護者・要支援者でも、医療保険の適用となります。**

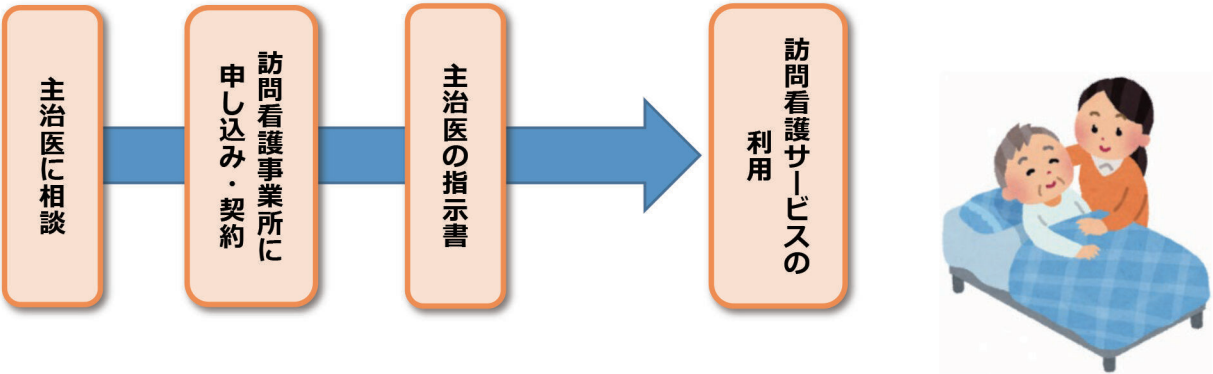
1.がん（※） 2.多発性硬化症 3.重症筋無力症 4.スモン 5.筋萎縮性側索硬化症 6.脊髄小脳変性症 7.ハンチントン病 8.進行性筋ジストロフィー 9.パーキンソン病関連疾患（ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ） （ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）	10.多系統萎縮症（線状体黒質変性症、オリブ矯小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） 11.プリオン病 12.亜急性硬化性全脳炎 13.ライソゾーム病 14.副腎白質ジストロフィー 15.脊髄性筋萎縮症 16.球脊髄性筋萎縮症 17.慢性炎症性脱髄性多発神経炎 18.後天性免疫不全症候群 19.頸髄損傷 20.人工呼吸器を使用している状態 ※太字は指定難病
---	---

（※）医師が一般に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

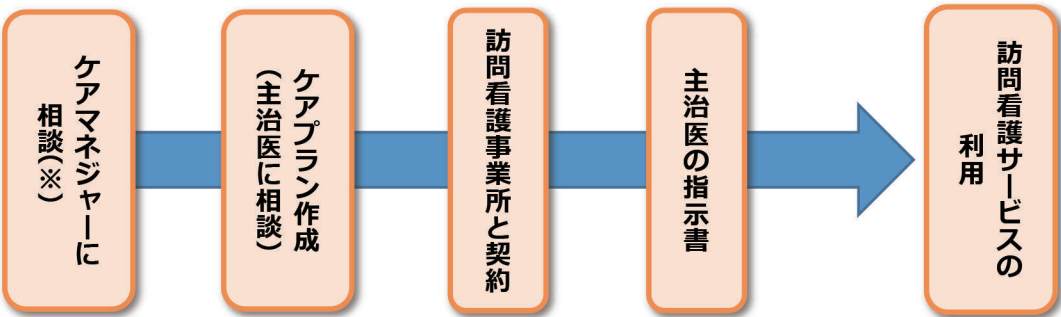
《訪問看護サービスの流れ》

訪問看護の利用方法

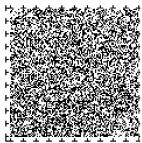
（１）医療保険での利用



（２）介護保険での利用（介護サービスの対象となる方）



（※）居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所またはいきいき支援センター



2. 障害福祉サービス等

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、障害者の範囲に「難病患者等」が加わりました。身体障害者手帳などをお持ちでない場合でも、心身の状況に応じて必要と認められた障害福祉サービス等の利用ができます。

窓口

お住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課（p27）

○対象となる方

国が定める疾病に該当する方

※具体的な対象疾病については、お住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課にお問い合わせいただくか、名古屋市公式ウェブサイト（トップページ▶暮らしの情報▶障害者▶障害者総合支援法による制度）でご確認ください。

※介護保険制度の対象となる方は、介護保険サービス等が優先されますが、介護保険制度にないサービス（同行援護、就労移行支援、就労継続支援、一部の日常生活用具、一部の補装具等）については利用が可能です。

障害福祉サービス



ウェルネットなごや（名古屋市ウェブサイト）

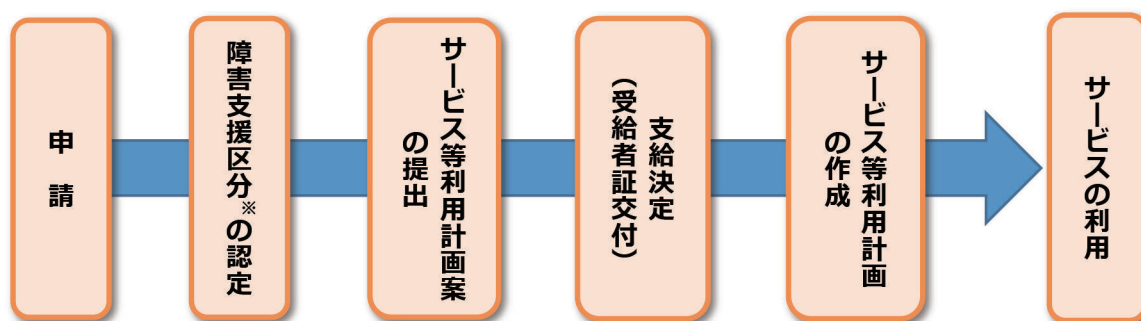
<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top/>

障害福祉サービスなどの情報が掲載されています。

○主なサービスの内容

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事などを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けます。
訓練等給付	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

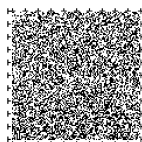
《サービス利用までの流れ》



※障害支援区分

心身の状況などについて調査員が聞き取る「認定調査」と主治医が記載する「医師意見書」をもとに審査判定・認定を行っています。認定調査では「症状がより重度の状態」をもとに判定しますので、症状が安定しない難病等の方にも配慮しております。

なお、訓練等給付の障害福祉サービス利用のみの場合、心身の状況などの聞き取りのみを行い、障害支援区分認定の手続きは要しない場合があります。





申請してから認定調査があります。80 項目近い質問をお尋ねします。

認定調査では、運動機能に限らず、難病による筋力低下や疲労感など、難病はいつ病状に変化があるかわからないので、そういったこともお聞きします。

〈費用〉

原則として、世帯(注)の市民税の課税状況に応じて負担の上限月額があります（上限額まではサービス費用の 1 割相当額を負担）。ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

(注) 所得を判断する世帯の範囲 18 歳以上の方：本人と配偶者

18 歳未満の方：保護者の属する住民基本台帳の世帯

補 装 具

下記の補装具について、購入、借受けまたは修理が必要と認められた場合、その費用の一部を支給します。

対象となる補装具 太字の補装具は介護保険制度でのサービス利用が優先されます。

障害者・障害児共通

義肢（義手・義足）※ 装具※

姿勢保持装置※

視覚障害者安全つえ

義眼 眼鏡

補聴器

車いす

電動車いす **歩行器**※

歩行補助つえ

重度障害者用意思伝達装置※

人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限ります。）

障害児のみ

座位保持いす※

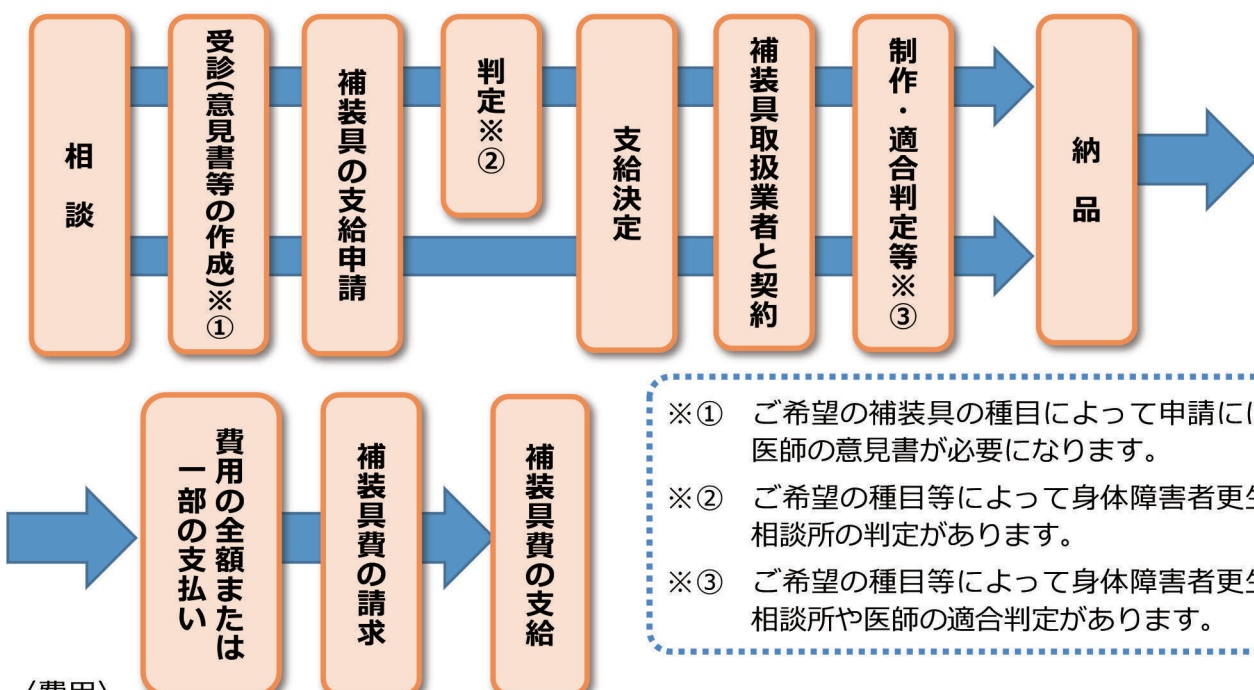
起立保持具

頭部保持具

排便補助具

※借受けの対象の種目（義肢・装具・姿勢保持装置は完成用部品のみ）

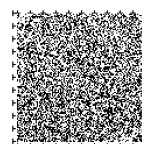
《給付までの流れ》



〈費用〉

補装具の購入、借受けまたは修理に要した額の 1 割を自己負担することになります。

(購入・借受け・修理の費用は、補装具の種目ごとに上限があります。)



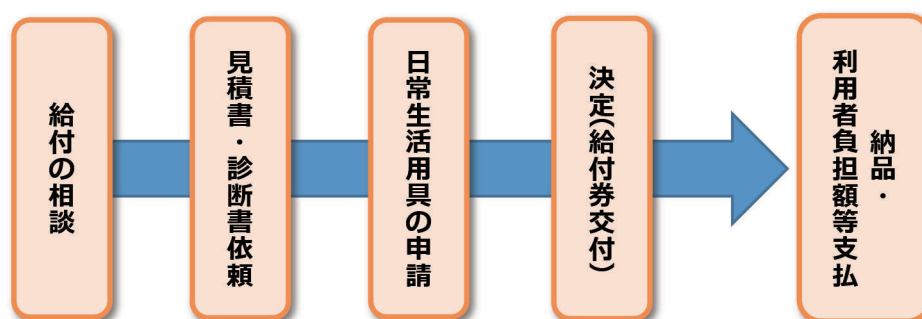
日常生活用具給付

在宅で生活されている方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅の改修を行います。

対象となる用具 太字の用具は介護保険制度でのサービス利用が優先されます。用具ごとに対象要件があります。

特殊マット	特殊尿器	体位変換器	移動用リフト
入浴補助用具	便器	特殊便器	Ｔ字状・棒状のつえ
移動・移乗支援用具	自動消火器	ネブライザー	電気式たん吸引器
パルスオキシメーター	特殊寝台	訓練用ベッド	住宅改修
暗所視支援眼鏡			

《給付までの流れ》



〈費用〉

原則として、利用者は見積額の１割を自己負担しますが、見積額が用具ごとに定められている給付限度額を超える場合は、給付限度額の１割相当額と給付限度額を超えた額の全額の合計額が自己負担となります。

なお、給付を受ける月の属する年度（４月から６月までは前年度）の利用者（利用者が１８歳未満の場合は保護者）に係る市民税の課税状況等に応じて負担上限月額が定められています。ただし、給付限度額を超えた部分の自己負担額は、負担上限月額の計算には含みません。

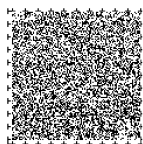
窓口

障害福祉サービス・補装具・日常生活用具給付に関するお問い合わせ先：
お住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課（p27）、
障害者基幹相談支援センター（p31）

在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助

在宅で人工呼吸器を使用する障害児者及び難病患者等が災害発生時においても安心して生活を送ることができるよう、生命を維持するために必要な非常用電源装置の購入に関する費用の補助を行います。

対象者	在宅で人工呼吸器を常時使用している方
対象となる用具	正弦波インバーター発電機、ポータブル電源、カーインバーター
窓口	健康福祉局障害企画課 電話 052-972-2587 FAX 052-951-3999 子ども青少年局子ども福祉課 電話 052-972-2520 FAX 052-972-4440 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1



その他

○身体障害者手帳

身体障害者のための制度やサービスを利用するための手帳です。

身体に一定の障害のある方に対し、申請により交付されます。

以下の障害がある方が対象です。

〔視覚・聴覚・肢体不自由・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能
平衡機能・音声・言語・そしゃく機能〕

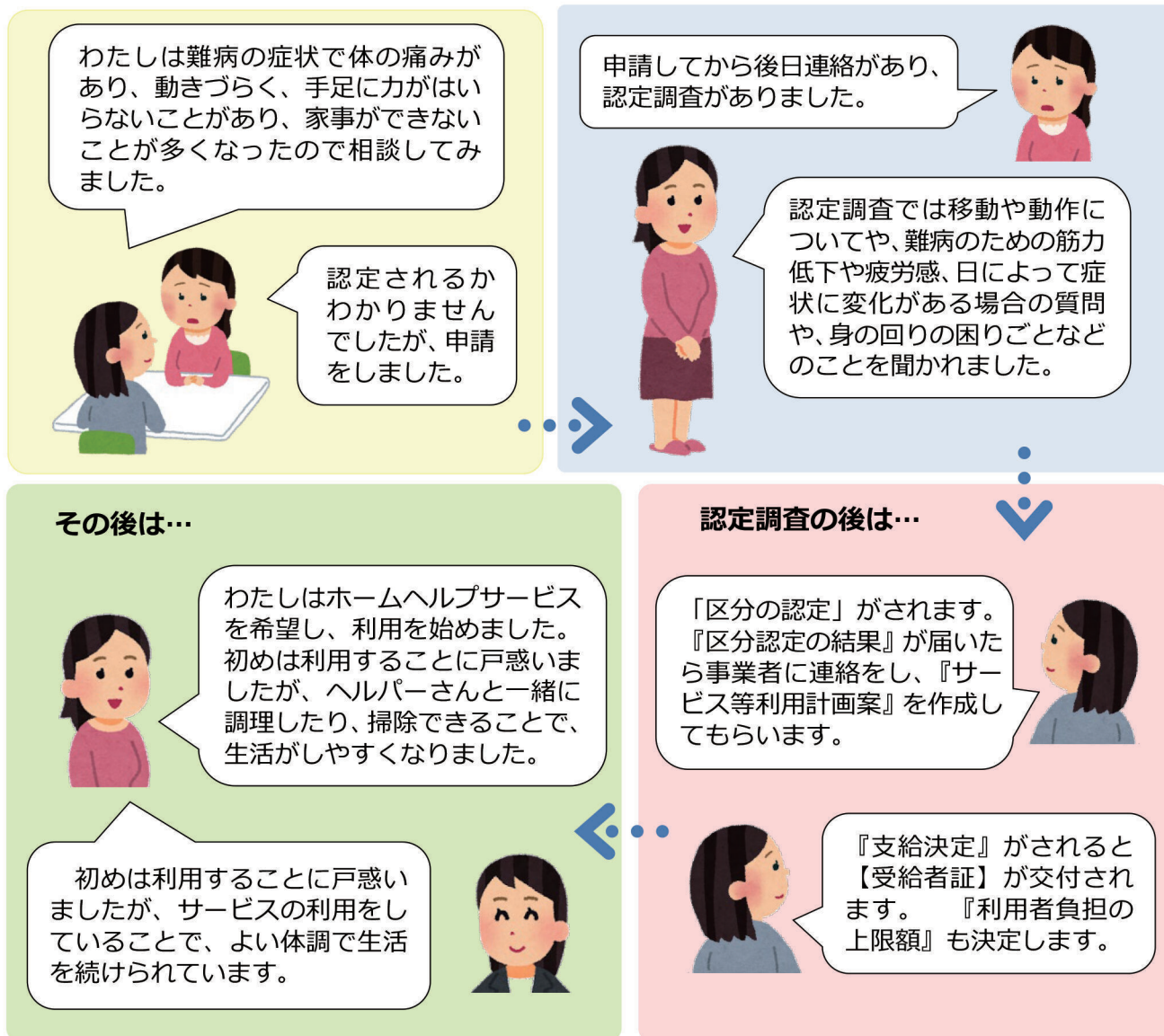
※申請には、指定医師診断書が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。



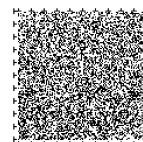
窓口

お住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課（p27）

○障害福祉サービスの利用者の声！ 居宅介護サービスが利用できるまで・・・



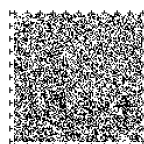
障害福祉サービスと聞くと、利用していいか戸惑う方も多いです。症状が安定しない、倦怠感が強いなどで生活でお困りでしたら、区役所福祉課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）（p27）にお気軽にご相談ください。



3. 名古屋市独自の福祉サービス

身体障害者手帳などをお持ちでない方でも、特定医療費受給者証等をお持ちの方は一部の福祉サービスをご利用いただくことができます。

サービス	対象者	窓口
福祉向け 市営住宅の 入居者募集	住宅にお困りの障害者世帯（特定医療費受給者証をお持ちの方も該当になります）、高齢者世帯、ひとり親世帯などに、抽選により市営住宅の入居あっせんをします。（年2回実施）	・「特定医療費受給者証」をお持ちの方 ・障害種別欄に難病の記載のある「障害福祉サービス受給者証」または「地域相談支援受給者証」のいずれかをお持ちの方 お住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課（p27）
障害者 自立支援 配食サービス	配食が必要と認められた日に、昼食又は夕食の1食を配達するとともに、利用者の安否を確認します。 ※配食経費の一部を助成します。食事代（弁当代）は全額利用者負担です。	・「特定医療費受給者証」、「指定難病登録者証」をお持ちの方 ・障害種別欄に難病の記載のある「障害福祉サービス受給者証」または「地域相談支援受給者証」、「移動支援・地域活動支援受給者証」のいずれかをお持ちの方 お住まいの区の障害者基幹相談支援センター（p21）
市立公共施設 の無料入場	東山動植物園の入園料、市科学館の観覧料等、市立公共施設の使用料が無料になります。 ※障害者自立支援配食サービスについては、単身世帯またはこれに準ずる世帯と認められる場合に限りです。	【利用方法】 各施設窓口で受給者証を提示してください。
福祉医療費 助成制度 （p10 参照）	医療費（保険診療分）の自己負担分を助成する制度です。 ※特定医療費の自己負担分も助成されます。	・「特定医療費受給者証」をお持ちで、 日常生活が著しい制限を受けると医師に証明された方 ※所得制限があります。 お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民福祉課
福祉特別 乗車券	市営交通、あおなみ線、ゆとりーとラインに無料で乗車できる福祉特別乗車券を交付します。 ※名鉄・JR東海・近鉄の鉄道並びに名鉄バス・三重交通の路線バスにおける原則市内運行区間乗車分の運賃相当額を後日支給します。	・「特定医療費受給者証」をお持ちで、 日常生活が著しい制限を受けると医師に証明され「福祉医療費助成制度（障害者医療・福祉給付金）」の受給をしている方 お住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課（p27）



4. 主な年金・各種手当等について

それぞれの制度で支給を受けるためには申請が必要です。おひとりずつ状況が異なるため、制度が利用できるかどうかなど、詳しくは各相談窓口までお気軽にご相談ください。

○障害年金制度

該当する方	・対象となる年金制度の障害等級に該当する程度の障害の状態になった方 ・保険料の納付についての条件を満たす方	
支給額	障害の程度や年金制度により、支給される額が異なります。	
相談申請窓口 初診日において加入していた年金制度によって異なります。	国民年金第1号被保険者又は任意の加入期間中の方 20歳前又は日本に住所がある60歳以上65歳未満の方	各区役所保険年金課 各区支所区民福祉課
	国民年金第3号被保険者、厚生年金加入中の方	各年金事務所
	共済年金加入中の方	各共済組合

○傷病手当金

該当する方	職場等の健康保険に加入している方で、病気やけがのために働くことができず、連続して3日以上勤めを休んでいるときに、4日目以降から支給されます。 ※ただし、事業主から傷病手当金より多い報酬額の支給を受けた場合は支給されません。
支給額	1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額
窓口	加入している健康保険の申請窓口

○生活保護制度

病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったりなど、何らかの原因によって生活に困っている方に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活ができるように支援する制度です。

窓口	お住まいの区の区役所民生子ども課・支所区民福祉課
----	--------------------------

○特別障害者手当

20歳以上であって、政令で定める程度の著しい重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

窓口	お住まいの区の区役所福祉課・支所区民福祉課（p27）
----	----------------------------

※その他の年金・各種手当等についての情報は[ウェルネットなごや](#)（名古屋市ウェブサイト）「障害者福祉のしおり」に掲載されています。

